

南越前町告示第47号

南越前町生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、一般家庭における生ごみ処理器(以下「処理器」という。)の設置に対し、南越前町生ごみ処理器設置奨励金(以下「奨励金」という。)を予算の範囲内において交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

(適用規則)

第2条 奨励金の交付については、南越前町補助金等交付規則(平成17年南越前町規則第38号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象処理器等)

第3条 奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

(対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、南越前町内に住所を有する者であって、販売店で第6条に規定する交付申請の会計年度内に購入された処理器を設置している者とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、処理器の購入額(消費税相当額含む。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、処理器1基に対して5,000円を上限とし、かつ、1世帯につき2基を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、南越前町生ごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書(別記様式)に処理器購入に係る領収証書及び

町税の滞納がないことが分かる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 町長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。